

佐賀県告示第六十三号

佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定（昭和五十八年佐賀県告示第三百六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年二月五日

佐賀県知事 古 川 康

第一号中「第三条第一号」を「第三条第二号」に改める。

第二号中「第三条第二号」を「第三条第三号」に改める。

第七号から第九号までを削る。

第六号の二中「第三条第八号」を「第三条第十二号」に改め、同号イを次のように改め、同号を第九号とする。

イ 二車線以上の国道が二車線以上の国道若しくは県道と交差し、又は二車線以上の県道が二車線以上の国道若しくは県道と交差していること。

第九号の前に次の一号を加える。

八 条例第三条第十号の規定により知事が指定する区域

次に掲げる駅前広場及びその敷地から二十メートル以内で、当該駅前広場から展望することができる区域

イ JR唐津駅前広場

ロ JR鳥栖駅前広場

ハ JR伊万里駅前広場

ニ JR武雄温泉駅前広場

ホ JR肥前鹿島駅前広場

ヘ JR有田駅前広場

ト JR小城駅前広場

チ MR伊万里駅前広場

第六号を削る。

第五号中「第三条第六号」を「第三条第九号」に改め、同号を第七号とする。
第四号中「第三条第五号」を「第三条第八号」に改め、同号を第六号とする。
第三号中「第三条第四号」を「第三条第七号」に改め、同号を第五号とし、
第二号の次に次の二号を加える。

三 条例第三条第五号の規定により知事が指定する区域
玄海国定公園（佐賀県の区域に限る。）

四 条例第三条第六号の規定により知事が指定する区域

イ 黒髪山県立自然公園

ロ 多良岳県立自然公園

ハ 天山県立自然公園（佐賀市の区域を除く。）

ニ 八幡岳県立自然公園

ホ 脊振・北山県立自然公園（佐賀市の区域を除く。）

ヘ 川上・金立県立自然公園（佐賀市の区域を除く。）

第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 条例第六条第一項第四号の規定により知事が指定するもの

イ 道路上の標識

ロ 観光又は市町内案内の図板

ハ 町区又は地区の揭示板

ニ 防犯灯柱及び街灯柱

ホ 公園内のベンチ、くずかご及び噴水

十二 条例第六条第一項第五号の規定により知事が指定する催し

イ 年末又は年始の大売出し

ロ 中元の大売出し

ハ メーデー

ニ 盆踊り

ホ 各地方に旧来から行われている祭り

へ 記念祭

ト 入学式、卒業式及び運動会